

松浦市週休2日工事の試行要領の一部を改正する要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条・第2条 略 (用語の定義)	第1条・第2条 略 (用語の定義)
第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。土日に代わる現場閉所日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所を行っている場合に、「完全週休2日（土日）」とみなすものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、「完全週休2日（土日）」とみなすものとする。	第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 週休2日工事とは、対象期間において月単位又は通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
(2) 現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。	(2) 現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。
(3) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、28.	(3) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、28.

改正案	現行
<p>5%（8日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計以上に現場閉所を行っている場合に、<u>月単位の週休2日とみなすものとする。</u>なお、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、「月単位の週休2日」とみなすものとする。</p>	<p>5%（8日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計以上に現場閉所を行っている場合に、<u>4週8休以上を達成しているものとみなす。</u></p>
<p>(4) 通期の<u>週休2日</u>とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる状態をいう。</p> <p>(5) 工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいい、準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。</p> <p>(6) 工事完成日とは工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。</p> <p>(対象工事)</p>	<p>(4) 通期の<u>4週8休</u>とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる状態をいう。</p> <p>(5) 工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいい、準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。</p> <p>(6) 工事完成日とは工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。</p> <p>(対象工事)</p>
<p>第4条 対象工事は、松浦市が発注する建設工事_____</p> <p>_____を対象とする。なお、試行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記するものとする。</p>	<p>第4条 _____松浦市が発注する建設工事において、災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条許可対象工事）を除く請負工事を対象とする。なお、試行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記するものとする。</p>
<p>2 松浦市が発注する建設工事のうち、次の各号に定める工事においては、対象としないものとする。</p> <p>(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条許可対象工事（緊急を要する工事）</p> <p>(2) 1週間未満の短期間工事</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正案	現行
<p>3 松浦市が発注する建設工事のうち、次の各号に定める工事においては、別の方針により週休2日工事の試行を行うものとする。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>(1) 森林整備保全事業設計積算要領（林野庁）等を適用した森林土木工事については、長崎県農林部森林整備室が定める「長崎県 森林土木事業 週休2日工事(受注者希望型)試行要領」に準じるものとする。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>(2) 長崎県公共建築工事積算基準（長崎県土木部）を適用した営繕工事については、長崎県土木部建築課が定める「長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に準じるものとする。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>(対象期間)</p>	<p>(対象期間)</p>
<p>第5条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、本工事の実施に必要となる準備、撤去工事等に必要な期間を含むものとする。ただし、次の各号に該当する期間は含まない。</p>	<p>第5条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。</p>
<p>(1) 工場製作のみを実施している期間 (2) 工事の全面中止を行っている期間 (3) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間</p>	<p>ただし、次の各号に該当する期間は含まない。</p>
<p>2 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。</p>	<p>(1) 工場製作のみを実施している期間 (2) 工事の全面中止を行っている期間 (3) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間</p>
<p>3 工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議のうえ、現場閉所による週休2日の対象外とする作業の期間を決定すると共に、変更契約時の特記</p>	<p>2 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>3 工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議のうえ、現場閉所による週休2日の対象外とする作業の期間を決定すると共に、変更契約時の特記</p>

改正案	現行
<p>仕様書に対象外とする作業の期間を明示するものとする。</p> <p>第6条・第7条 略 (受注者の取り組み)</p> <p>第8条 受注者の取り組み内容については、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、週休2日の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督員と協議するものとする。また、<u>週休2日</u>を実施する場合は、「<u>完全週休2日（土日）</u>」又は「<u>月単位の週休2日</u>」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、週休2日を実施する場合、取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定期工期とその理由について発注者と協議を行うものとする。</p> <p>(4) 受注者は、対象期間中、週休2日_____工事であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ宣言するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。</p> <p>第9条 略 (実施における措置)</p> <p>第10条 対象工事においては、当初設計では休暇取得状況が「<u>月単位の週休2日</u>」の週休2日工事として補正を行った額で発注するものとする。</p>	<p>仕様書に対象外とする作業の期間を明示するものとする。</p> <p>第6条・第7条 略 (受注者の取り組み)</p> <p>第8条 受注者の取り組み内容については、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、週休2日の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督員と協議するものとする。また、_____実施する場合は、「<u>月単位の4週8休</u>」又は「<u>通期の4週8休</u>」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、週休2日を実施する場合、取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定期工期とその理由について発注者と協議を行うものとする。</p> <p>(4) 受注者は、対象期間中、週休2日モデル工事であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ宣言するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。</p> <p>第9条 略 (実施における措置)</p> <p>第10条 対象工事においては、当初設計では休暇取得状況が「<u>通期の4週8休</u>」の週休2日工事として補正を行った額で発注するものとする。</p>

改正案	現行
<p>2 振正の対象となる経費は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費及び市場単価とし、この対象経費に補正係数を乗じる方法で算出する。なお、補正係数は、工事種別ごとに長崎県各部が定めた試行要領の規定を準用するものとする。ただし、前述の規定がない工種については積算で用いる基準等で定められた補正係数を用いるものとする。</p> <p>3 受注者が週休2日を選択した場合は、竣工時において現場閉所の実績により、次の各号に基づき補正を行うものとする。</p> <p>(1) 受注者が当初「完全週休2日（土日）」を選択し、実績でも達成した場合は、「完全週休2日（土日）」による補正係数により変更契約を行うものとする。</p> <p>(2) 受注者が当初「月単位の週休2日」を選択した場合で、実績は「完全週休2日（土日）」以上を達成したとしても、補正係数の変更は行わない。</p> <p>(3) 受注者が当初「完全週休2日（土日）」を選択したが、実績が「月単位の週休2日」となった場合は、補正係数の変更は行わないものとする。</p> <p>(4) 「月単位の週休2日」が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。</p> <p>4 港湾・漁港請負工事積算基準（長崎県土木部）を用いて積算した工事については、週休2日の補正係数が「月単位の週休2日」の規定のみとなることから、「完全週休2日（土日）」を達成しても補正係数の変更は行わない。</p>	<p>2 振正の対象となる経費は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費及び市場単価とし、この対象経費に補正係数を乗じる方法で算出する。なお、補正係数は、工事種別ごとに長崎県各部が定めた試行要領の規定を準用するものとする。ただし、前述の規定がない工種については積算で用いる基準等で定められた補正係数を用いるものとする。</p> <p>3 受注者が週休2日を選択した場合は、竣工時において現場閉所の実績により、次の各号に基づき補正を行うものとする。</p> <p>(1) 受注者が当初「<u>月単位の4週8休</u>」を選択し、実績でも達成した場合は、「<u>月単位の4週8休</u>」による補正<u>_____</u>を行うものとする。</p> <p>(2) 受注者が当初「<u>通期の4週8休</u>」を選択した場合で、実績は「<u>月単位の4週8休</u>」以上を達成したとしても、補正<u>_____</u>の変更は行わない。</p> <p>(3) 受注者が当初「<u>月単位の4週8休</u>」を選択したが、実績が「<u>通期の4週8休</u>」となった場合は、補正<u>_____</u>の変更は行わないものとする。</p> <p>(4) 「<u>通期の4週8休</u>」が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正<u>を行わない</u>ものとする。</p> <p>4 港湾・漁港請負工事積算基準（長崎県土木部）を用いて積算した工事については、<u>当初設計は補正を行わずに発注し</u>、受注者が当初「<u>月単位の4週8休</u>」を選択し、実績でも達成した場合は、「<u>月単位の4週8休</u>」として補正の変更を行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(その他)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、週休2日の確保に関し必要な事項は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>2 <u>森林整備保全事業設計積算要領（林野庁）を用いて積算した森林土木工事については、長崎県農林部森林整備室が定めた「長崎県 森林土木事業 週休2日工事（受注者希望型）」に準じた試行方法等を準用するものとする。</u></p> <p>附 則 この要領は、令和6年10月1日から適用する。</p> <p><u>附 則 この要領は、令和7年10月22日から適用する。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、週休2日の確保に関し必要な事項は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>附 則 この要領は、令和6年10月1日から適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>